松戸市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。 平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

消防団員の出場に係る費用弁償の額を改定することにより、活動環境の充実 強化を図るため。

松戸市消防団条例の一部を改正する条例

松戸市消防団条例(昭和26年松戸市条例第47号)の一部を次のように改 正する。

第13条の見出しを「(費用弁償)」に改め、同条第1項中「、その他」を「その他」に、「、訓練」を「及び訓練」に改める。

別表第2火災その他の出場の項中「2,500円以内」を「3,000円」に改め、同表警戒出場の項及び訓練出場の項中「2,100円以内」を「2,500円」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第13条の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松戸市消防団条例別表第2の規定は、施行日以後 に出場する火災その他の災害、警戒及び訓練に係る費用の弁償から適用す る。